

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)3月23日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】労働者が使用者の安全配慮義務違反を理由に損害賠償を請求し訴訟追行を弁護士に委任した場合,その弁護士費用は事案の難易,請求額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲で上記安全配慮義務違反と相当因果関係に立つ損害というべきと判示(平成24年2月24日最高裁)

【2】保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める約款の条項は消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」にはあたらないとされた事例(平成24年3月16日最高裁)

【3】不動産の取得時効完成后,所有権移転登記がされない間に第三者が原所有者から抵当権の設定を受けてその登記を了した場合,占有者が抵当権の存在を容認していたなど特段の事情がない限り再度の取得時効により抵当権は消滅すると判示(平成24年3月16日最高裁)

【4】本件金利スワップ契約は専門的性質を有するが,被控訴人銀行が行った説明は極めて不十分で,被控訴人銀行に一方的に有利で控訴人会社に事実上一方的に不利益をもたらすもので,契約の信義則に違反して無効であり,説明義務違反は不法行為を構成するとした(平成23年4月27日福岡高裁)

【5】貸金業者のグループ再編でも顧客には格別不利益はないとの印象を与える一方,廃業したグループ会社が過払金返還請求に応じられないことを予見しながら顧客側に受益の意思表示等の機会を与えずに債務引受の撤回の効果を主張することは信義則に反するとされた(平成23年7月29日高松高裁)

【6】Y発行の漫画雑誌に,Xをモデルに撮影された写真を参考とした漫画がXの承諾を得ることなく掲載されたとして,XのYに対する不法行為(名誉,肖像権の侵害等)に基づく損害賠償請求につき,Xの主張が認められ55万円の支払いが命じられた(平成22年7月28日東京地裁)

【7】Yの元従業員が石綿関連疾患で死亡したとして遺族X1らがYに慰謝料等を請求,元従業員の作業着等を介して石綿粉じん健康被害が生じたとしてその家族X2も慰謝料等を請求した事案で,X1らの請求は時効成立(死亡後10年以上の経過),X2らの請求は因果関係の不存在等で,いずれの請求も棄却(平成23年1月21日さいたま地裁)

【8】Y証券会社の従業員の勧誘により通貨オプション取引を行ったX会社がY社に対してY社には適合性原則違反,公序良俗違反,説明義務違反等の違法行為等があったとして損害賠償を求めた事案。Xの請求を容認するも過失割合を7割として損害額から差し引いた(平成23年10月12日大阪地裁)

【9】Y市を委託者兼受益者,信託銀行Xを受託者,Y所有の土地を当初信託財産とし,公有地信託事業における費用の補償及び事業配当をめくり,X負担の費用の補償等をYに求め,YがXに対し事業配当金の支払いを求めた事案。Xからの請求を容認,Yからの請求を棄却(平成23年12月9日大阪地裁)

(商事法)

【10】人身傷害条項に基づき被害者が被った損害に保険金を支払った保険会社は損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得しないが,被保険者である被害者に過失がある場合,保険金額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得すると判示(平成24年2月20日最高裁)

【11】株式移転完全子会社の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」とは,買取請求日現在における,企業価値の増加がない場合は株式移転承認の総会決議がなければ有したであろう株価をいい,それ以外の場合は株式移転比率が公正であれば有したであろう株価をいう(平成24年2月29日最高裁)

【12】Yの株式を市場で取得したXらがYの有価証券報告書の虚偽記載で損害を被ったとして損害賠償を求めた事案。「当該有価証券の値下り」とは取得時差額相当分の値下がりに限られず虚偽記載等と相当因果関係のある値下がりに

の全てをいう等と判示(平成24年3月13日最高裁)

【13】アレンジャーは重要情報を参加金融機関に提供すべき義務がありこれを故意に怠った場合あるいは故意に匹敵するような重大な過失により参加金融機関の判断を誤らせた場合、信義則上参加金融機関に対して当該情報を提供すべき義務に違反し不法行為責任を負う(平成23年4月14日名古屋高裁)

【14】Xが1433万円で購入した車が盗まれたとして保険会社Yに1100万円の保険金の支払いを求めた事案。窃盗犯人は車両のキーの所在を承知の上で車両に乗り込んだもので、窃盗犯人はXと意を通じていたと推認できるとしYの免責を認め請求を棄却した事例(平成23年8月16日横浜地裁)

(知的財産)

【15】商標の不使用を理由とする登録の取消しを求める審判請求が不成立とされたためXがその取消を求めて提訴、当該商標につき「商品の包装に標章を付する行為」、標章を付した広告の「頒布」とされる行為のいずれもないとして、Xの審判請求を不成立とした審決を取り消した(平成22年12月15日知財高裁)

【16】中国中央電視台のグループ会社の原告は本件映画の各原版の著作権を有するが、被告が製作・販売した「中国の世界遺産」と題する各DVDは上記映画を複製又は翻案したものと主張、被告に損害賠償を請求した事案。一部原判決を変更した上で損害賠償の支払いを命じた(平成24年2月28日知財高裁)

【17】無効審判の被請求人である原告が無効審決の取り消しを求めた事案で、本件発明について原告は優先権主張の効果享受できたが、本件発明に係る特許については進歩性を欠いた無効なものであるとされた事例(平成24年2月29日知財高裁)

【18】特許出願人である原告が拒絶査定に対する不服審判の請求不成立の審決について重大な手続違背があるとして取消しを求めた事案で、実質的に意見書提出の機会を付与することなく審決がされたかが争点となり審決が取り消された事例(平成24年3月8日知財高裁)

【19】日本漢字能力検定を実施している原告が、教材の開発・制作等を行う被告に対し対策問題集の編集著作権が原告にあることの確認等を求めた事案。対策問題集は原告の発意に基づき制作されたとして、著作権法15条1項により原告の著作権を認めた(平成24年2月16日大阪地裁)

(民事手続)

【20】X社から取立委任を受けた約束手形の商事留置権を有するY銀行においてX社の再生手続開始後に同手形を取り立て、Y銀行の当座貸越債権の一部弁済に充当したところ、X社が取立金の返還を求めた事案。Yは取立金を同会社の債務の弁済に充当できるとした(平成23年12月15日最高裁)

【21】X及びYを債権者、Aを債務者、国を第三債務者とする配当等手続事件につき作成された配当表の変更を求める配当異議事件において、Xは配当を受け得る立場になく本件訴えは訴えの利益を欠くとのYの主張を容れて訴えを却下した原判決を破棄し差し戻した事例(平成24年2月23日最高裁)

【22】マンション管理組合法人Xは区分所有者Yに競売申立請求し認容判決を受けたが、Yは持分の一部をZ社に譲渡。XによるY、Zに対する競売開始決定は、Zにつき判決の効力が及ばないとされ却下。Xの執行抗告は、民事執行法181条3項の「担保権に承継があった」と同視できない等として棄却された事例(平成23年1月7日東京高裁)

【23】破産し免責許可決定を受けた前所有者の区分所有建物を競売手続で買受けた者が前所有者に対し管理費等の支払を求めた事案。破産財団からの放棄後買受人がこれを取得するまでに発生した管理費等については買受人は前所有者に対して求償できるとされた(平成23年11月16日東京高裁)

【24】信託受益証券の購入者Xに再生手続が開始され、Y銀行が債権者代位権を行使して同証券を解約してXに対する債権を相殺し、Xからの同解約金の返還請求を拒絶したためXがYに不法行為に基づく損害賠償等を請求したが、Xの請求がいずれも棄却された事例(平成24年1月31日名古屋高裁)

【25】更生会社Zの管財人YがXの更生担保権(Zが事業再生ADR手続申請直後に根抵当権設定仮登記が經由された)の届出を全額認めなかったためXが同査定を申立てた事案。Yはこの仮登記具備につき対抗要件否認を主張する等して争ったが、否認はできないとされた事例(平成23年11月24日東京地裁)

(刑事法)

【26】法務大臣の許可を受けないで消費者金融会社から不良債権を譲り受けてその管理回収業を営んだ行為について、債権管理回収業に関する特別措置法33条1号、3条の罪が成立するとされた事例(平成24年2月6日最高裁)

【27】トラックのハブが走行中に輪切り破損し前輪タイヤ等が脱落し歩行者らを死傷させた事故につき、同トラックのメーカーにはリコール等の改善措置実施に必要な措置を採るべき業務上の注意義務があり、その義務違反行為と事故の間に因果関係があるとされた事例(平成24年2月8日最高裁)

【28】鑑定を命じられた医師がその過程で知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らす行為は秘密漏示罪に該当し、その秘密の範囲は鑑定対象者本人のみならずその過程で知り得た鑑定対象者本人以外の者の秘密も含まれ、秘密を漏示された者は告訴権を有するとされた事例(平成24年2月13日最高裁)

【29】「事実誤認」とは論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうが、覚せい剤輸入等被告事件について被告人の故意を認めず無罪とした第1審判決に事実誤認があるとされた原判決に刑法382条の解釈適用を誤った違法

があるとされた事例(平成24年2月13日最高裁)

【30】控訴棄却の確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がなく不適法であることが明らかなきときは、刑訴規則285条1項による訴訟手続の停止をすることなく再審請求を棄却することも許されると判示(平成24年2月14日最高裁)

【31】被告が山口県光市の主婦を姦淫して殺害し、被害者の長女を窒息死させた事案。被告人が犯行時18歳の少年であったこと、その他被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても被告人の刑事責任は余りにも重大であり原判決の死刑の科刑は是認せざるを得ないとした(平成24年2月20日最高裁)

【32】実母及び実子2名を殺害し、その保険金等を詐取したとして起訴された事案につき、被告人の自白の信用性を否定するなどして無罪とした第1審判決を維持した原判決が是認された事例(平成24年2月22日最高裁)

【33】現住建造物等放火被告事件につき、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる放火方法を認定したことが違法とされた事例(平成24年2月29日最高裁)

【34】強盗犯人が被害者に覚せい剤を注射して放置した行為は、強盗とその行為の場所及び時刻が離れていたとしても強盗に引き続きその罪跡を隠滅するために行われた本件事実関係の下では強盗の機会に行われたものといえることができると判示(平成23年1月25日東京高裁)

【35】被告人は裁判員裁判で強姦致傷の罪で実刑判決を受けたが、控訴審では罪を認め被害者に謝罪、被害者は被告人を宥恕する旨の上申書を提出した。これら情状を考慮し多少刑を軽くしても裁判員裁判の量刑判断をないがしろにするものではないとして量刑を減じた(平成23年5月19日大阪高裁)

(公法)

【36】滋賀県住民が県の労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の各委員への月額報酬の支出の差止めを求めた事案。選挙管理委員会の委員長については月額報酬の支出差止めを命じた部分を取り消したが、その他の各委員については月額報酬の支出差止めを命じた原審の判断を維持した(平成22年4月27日大阪高裁)

【37】酒気帯び運転で送ることの申出を受けて承諾し、その後5km以上にわたり酒気帯び運転を認識しながら同乗していた事実は酒気帯び運転の幫助と評価できるとし、「重大違反唆し等」に当たるとして免許が取り消された原告の処分取消請求にかかる控訴事件を棄却した事例(平成23年7月25日東京高裁)

【38】成年後見人らが被後見人の預金から金員を払い戻して着服するという横領を行っていたが、家事審判官が更なる横領を防止する適切な監督処分をしなかったことは家事審判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠くと認められ、過失があると判断された事例(平成24年2月20日広島高裁)

(社会法)

【39】都市基盤整備事業を行う法人が特定地域での指名競争入札で発注する一定規模以上の土木工事につき複数のゼネコンの受注予定者の決定等に関する合意が独禁法(平成14年法律第47号による改正前のもの)2条6項所定の「不当な取引制限」に当たるとされた事例(平成24年2月20日最高裁)

【40】音響製品等の設置、修理等を業とする会社と業務委託契約を締結してその設置、修理等の業務に従事する受託者につき、当該会社との関係において労働組合法上の労働者に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例(平成24年2月21日最高裁)

【41】旅客鉄道事業等を営む会社である使用者が労働者を運転士に発令しなかったことが、労働組合法7条1号本文にいう不利益な取扱い又は同条3号の支配介入に当たらないとされた事例(平成24年2月23日最高裁)

【42】建設事業を行う中小事業主が、その使用する労働者を個々の建設等の現場での事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていない場合、当該営業等の事業について労働者災害補償保険の特別加入の承認は受けられないとされた事例(平成24年2月24日最高裁)

【43】生活扶助の老齢加算の段階的な減額と廃止を内容とする「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)の改定が生活保護法3条又は8条2項の規定に違反しないとされた事例(平成24年2月28日最高裁)

【44】月間総労働時間が180時間を超えた場合一定額を別途支払い、140時間に満たない場合はその満たない時間につき一定額を減額する旨の雇用契約の下で、各月の180時間以内の労働時間中の時間外労働についても使用者が割増賃金の支払義務を負うとされた事例(平成24年3月8日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成24年2月24日 最高裁HP

平成23年(受)第1039号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻し・一部棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224145519.pdf>

労働者が、使用者の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償を請求するため訴えを提起することを余儀なくされ、訴訟進行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、上記安全配慮義務違反と相当因果関係に立つ損害というべきである。

(理由)

労働者が、就労中の事故等につき、使用者に対し、その安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償を請求する場合には、不法行為に基づく損害賠償を請求する場合と同様、その労働者において、具体的事案に応じ、損害の発生及びその額のみならず、使用者の安全配慮義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張立証する責任を負うのであって(最高裁昭和54年(オ)第903号同56年2月16日第二小法廷判決・民集35巻1号56頁参照)、労働者が主張立証すべき事実は、不法行為に基づく損害賠償を請求する場合とほとんど変わるところがない。そうすると、使用者の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求権は、労働者がこれを訴訟上行使するためには弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動をすることが困難な類型に属する請求権であるということが出来る。

(2) 最二判平成24年3月16日 最高裁HP

平成22年(受)第332号 生命保険契約存在確認請求事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316162941.pdf>

保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める約款の条項は、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」にはあたらないとされた事例。

(理由)

本件各保険契約においては、保険料は払込期月内に払い込むべきものとされ、遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、この債務不履行の状態が民法541条により求められる催告期間よりも長い1か月の期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められている。加えて、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に上告人が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の自動貸付条項が定められていて保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮がされているものといえる。

さらに、保険会社において、本件各保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたとすれば、保険契約者は保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると考えられる。

(3) 最二判平成24年3月16日 最高裁HP

平成22年(受)第336号 第三者異議事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316164642.pdf>

不動産の取得時効完成後、所有権移転登記がされない間に、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けてその登記を了した場合、占有者が抵当権の存在を容認していたなど特段の事情がない限り、再度の取得時効により抵当権は消滅する。

(理由)

ア 上記結論を否定することは、長期間にわたる継続的な占有を占有の態様に依拠して保護すべきものとする時効制度の趣旨に鑑みれば、是認し難いというべきである。

イ 上記の場合、占有者は、自らが時効取得した不動産につき抵当権による制限を受け、これが実行されると自らの所有権の取得自体を買受人に対抗することができない地位に立たされるのであって、上記登記がされた時から占有者と抵当権者との間に上記のような権利の対立関係が生ずるものと解され、かかる事態は、上記不動産が第三者に譲渡され、その旨の登記がされた場合に比肩するということができる。また、取得時効の完成後に所有権を得た第三者は、占有者が引き続き占有を継続した場合に、所有権を失うことがあり、それと比べて、取得時効の完成後に抵当権の設定を受けた第三者が上記の場合に保護されることとなるのは、不均衡である。

(4)福岡高判平成23年4月27日 判例時報2136号58頁

平成20年(ネ)第658号 損害賠償請求控訴事件,変更(上告,上告受理申立て)

専門的性質の契約等においては,その知識を有する当事者には,しからざる他方当事者に対する契約に付随する義務として,個々の相手方当事者の事例に見合った当該契約の性質に副った相当な程度の法的な説明義務があるとされるものである。本件金利スワップ契約も専門的性質の契約であることは明らかであるので,被控訴人銀行は,金利スワップ契約を金融商品としてその専門的知識がない,ないしは乏しい,控訴人会社に対する提案(勧誘ないし売り込み)をするについては,それ相応の説明義務を果たす必要があった。しかし,本件銀行においては,契約締結の是非の判断をする可能性のある,中途解約における必要とされるかも知れない清算金につき,また,先スタート型とスポットスタート型の利害等につき,さらには契約締結の目的である狭義の金利変動リスクヘッジ機能の効果の判断に必須な,変動金利の基準金利がTIBORとされる場合の固定金利水準について,これがスワップ対象の価値的均衡の観点から妥当な範囲にあること等の説明がされなかったことからすると,同説明は,全体としては極めて不十分であったと言わざるを得ない。

また,本件金利スワップ契約の固定金利は,契約締結時に金融界で予想されていた金利水準の上昇に相応しない高利率であったばかりでなく,控訴人会社の信用リスクに特段の事情も認められないのに,本件訴訟で控訴人会社が例示した他の金利スワップ契約のスワップ契約のそれよりもかなり高いもので,前記金利スワップ契約のスワップ対象の各金利同士の水準が価値的均衡を著しく欠くため,通常ではあり得ない極端な変動金利の上昇がない限り,変動金利リスクヘッジに対する実際上の効果が出ないものであったことは明らかである。

したがって,本件金利スワップ契約は,被控訴人銀行に一方的に有利で,控訴人会社に事実上一方的に不利益をもたらすものであって,到底,その契約内容が社会経済上の観点において客観的に正当ないし合理性を有するものとは言えない。

控訴人銀行において,本件金利スワップ契約に締結に当たって,契約に付随する説明が必要にして十分行われたときは,控訴人会社においては,目的とした変動金利リスクヘッジの可能性の不合理な低さ等から,本件金利スワップ契約は締結しなかったことは明らかで,その説明義務違反は重大であるため,本件金利スワップ契約は契約締結に際しての信義則に違反するものとして無効であり,また,その説明義務違反は,被控訴人銀行の不法行為を構成すると解さざるを得ない。

(5)高松高判平成23年7月29日 判例タイムズ1363号139頁

平成22年(ネ)第491号 過払金返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)

本件で,Xは,貸金業者Aとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行った後,Y(Aの100%株主)から,Aが貸金業を廃止するので,今後も継続的取引を希望する場合はYが新規に契約を締結し融資を行うと説明され,同融資によりAに対する債務を弁済しYとの契約に切り替えて取引を継続していたところ,XはYに対し同取引を一連のものとして利息制限法所定の利率により引き直して計算し過払金の返還を求めた。YはAの顧客に対する債務を併存的に引き受ける内容の業務提携契約を締結していたが,後に,撤回する旨の変更契約を締結した。本判決は,Xは上記切替契約時に上記債務引受について知らないため受益の意思表示はなし得ないが,Yの新規融資等の事実や,XがYから徴求された振込代行申込書の文面に切替契約後のAと顧客との紛争についてはYが窓口になることが記載されていること等から,切替契約において,顧客には格別不利益を被ることはないとの印象を与える一方,YはXが過払の状態になっており,グループ再編の結果いずれAにおいて過払金返還請求に応じることができなくなる可能性があることを予見し得たとし,にもかかわらず顧客側に受益の意思表示等の機会を与えずに上記債務引受の撤回の効果Xに主張することは禁反言の原則ないしはクリーンハンズの原則に違背し,信義則に反し許されないとした。

(6)東京地判平成22年7月28日 判例タイムズ1362号168頁

平成21年(ワ)第46933号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

Xは,Yが発行する漫画雑誌にXがモデルとして撮影され雑誌に掲載された写真を参考に作画された漫画がXの承諾を得ることなく掲載されたことについて,当該漫画の描写はXの名誉,名誉感情及び肖像権を侵害すると主張して,Yに対し不法行為に基づく損害賠償請求をした。

本判決は,本件漫画の登場人物は,作者が当該写真に基づいて作画したもので,一見して原告に極めて似ている上,その属性が原告の属性を連想させるものであり,その描写は原告の外観,人物像を侮辱するもので社会通念上許される限度を超えたとし,名誉感情侵害を肯定し,Xが一般私人にすぎないこと,本件登場人物は本件漫画において異なる特徴を有する人物に描き換えられており,殊更写真のXと似せて描く必要が全くなかったことなどの事情から,本件漫画の描写の公表は,Xの肖像権を侵害するもので,写真と異なり作者の主観や技術が反映されるという図画の特質を斟酌しても,その侵害の程度は社会通念上受忍すべき限度を超えているとして,肖像権侵害についても肯定し,Yに対し金55万円の支払を命じた。

(7)さいたま地判平成23年1月21日 判例タイムズ1362号131頁

平成20年(ワ)第725号 損害賠償請求事件(甲事件),平成20年(ワ)第2779号 損害賠償請求事件(乙事件)(請求棄却・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120308220510.pdf>

Yの石綿管の製造工場で就労していた元従業員が、作業中石綿粉じんに曝露していたことにより石綿肺等の石綿関連疾患に罹患して死亡したとして、元従業員の遺族X1らが、Yに対し、安全配慮義務違反による債務不履行に基づく慰謝料等の賠償を求め、また、元従業員の家族であり、かつ、Yの工場の近隣に居住していたX2らがYに対し、元従業員が自宅に持ち帰った作業着等を介し、あるいはYの工場から排出された石綿粉じんに曝露したことにより、石綿を原因とする健康被害が生じたとして、安全配慮義務違反による債務不履行または不法行為に基づく慰謝料等の賠償を求めた事案。

本判決は、元従業員の死亡に係る慰謝料請求について、遅くとも昭和35年頃までにはYにおいて職業性曝露による健康被害の危険性につき予見可能性があったとし、Yの安全配慮義務違反及び同違反と元従業員の死亡との相当因果関係の存在を認めた上で、元従業員の死亡から10年以上が経過しているため、債務不履行に基づく損害賠償請求権については時効が完成しているとしてX1らの請求を棄却し、X2らについても、Yの義務違反とX2らの健康被害との間に因果関係を認めがたい上、現時点で原告らに損害が発生したとは認められないなどとして請求を棄却した。

(8)大阪地判平成23年10月12日 判例時報2134号75頁

平成21年(ワ)第845号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

本件は、Y証券会社の従業員の勧誘により豪ドルの通貨オプション取引を行ったX会社がY社に対して、(a)Y社には適合性原則違反、公序良俗違反、説明義務違反、虚偽説明、担保契約違反の違法行為があったとして、その損害の賠償を求めると同時に(b)XとYの通貨オプション取引に伴い締結された担保契約は錯誤により無効であるから同担保契約と密接な関係にある通貨オプション契約自体も無効であり、Yの勧誘行為は違法であるからとして、不当利得返還請求権に基づきXが被った損害と受領した利益との差額相当額、XがYに担保として差し入れた現金及び有価証券の返還等の賠償を求めた。

本判決は、Yの従業員がXに本件通貨オプション取引を勧誘する際に、本件取引の必要担保額の計算方法の仕組みや追加担保に伴うリスクをできる限り具体的にわかりやすく説明することが必要であったこと、Yは本件取引全体に関してXの被った損害を賠償する責任を負うこととし(a)の請求を認容したがXにも相当の過失があるとしてXの過失割合を7割として損害額から差し引いた。また本件取引に錯誤はないとしてその余の請求を退けた。

(9)大阪地判平成23年12月9日 金法1940号112頁

平成20年(ワ)第6274号 費用補償請求控訴事件(第1事件),平成20年(ワ)第6363号 事業配当金請求事件(第2事件)(第1事件請求認容,第2事件請求棄却)

本件は、普通地方公共団体であるY市を委託者兼受益者、信託銀行であるXを受託者、Yが所有していた土地を当初信託財産として、当事者間で締結された土地信託契約に基づく公有地信託事業における費用の補償及び事業配当(信託配当)をめぐる紛争である。第1事件は、Xが、信託勘定によるべき借入金債務等合計276億4750万3548円を固有財産(銀行勘定)をもって弁済したと主張して、Yに対し、改正前の信託法36条2項本文による受託者の受益者に対する補償請求権に基づき、負担した費用の補償等を求めた事案である。第2事件は、Yが、上記土地信託契約には、事業の収支実績を問わず、事業計画において定められたとおりの事業配当をYが受けられる旨の合意が含まれると主張して、Xに対し、当該合意に基づき、事業計画において定められた平成6年度ないし平成17年度までの事業配当金合計36億1939万2000円等の支払いを求めた事案である。

本判決は、第1事件について、「補償請求権を排除する旨の合意」が成立しているか否かの争点に関し、市交通局が信託事務処理費用等を一般財源において別途負担・支弁しないとの方針を有していたとしても、Y市が示唆・言及しないにもかかわらず、XがYのそのような方針を当然に認識すべきであったとは言い難いこと、また補償請求権は改正前の信託法に基づく法定の権利であって、信託行為等によりこれを制限または排除する別段の定めがされた場合などを除き、同法の定めるところに従って受託者が当然に行使することができるものであるから、補償請求権を有するか否か及びその行使の方法・手続についてXが自ら協議事項として検討の俎上に載せるべきであったとはいえないことから、当事者間に補償請求権を排除する旨の合意が成立したものと認められないとし、さらに、Y市からの抗弁としてのXによる義務違反の主張に関しては、公有地信託の受託者である信託銀行について、(a)安全性・安定性に配慮した事業計画を提案する義務、(b)事業計画の内容等を正確に説明する義務、(c)事業を遂行するための準備行為を速やかに行う義務、(d)事業の遂行状況を正確かつ具体的に報告・説明する義務および事業計画の修正・変更あるいは中止を提案する義務、(e)事業計画どおりの収入を確保するとともに経費を削減するために努力する義務のいずれについても義務を怠ったものとは認められないとして、Xからの請求を認容した。また、第2事件については、信託銀行が提出した提案計画が市交通局により最優秀提案に選定された時点で信託銀行と市交通局との間に一定の法的拘

束力のある法律関係が生じたものと認められるが、その内容は、提案計画に基づいた信託の仮契約および本契約が速やかに締結できるよう相手方と誠実に協議・交渉すべき義務を相互に負担させるにとどまるものであり、(a)信託事業の結果として地方公共団体に借入金債務等の負担を及ぼさない旨の合意、および(b)同計画に基づいた一定の経済的利益が地方公共団体に与えられる旨の合意を含む基本契約が当事者間で成立したとは認められないとして、Yからの請求を棄却した。

【商事法】

(10) 最一判平成24年2月20日 最高裁HP

平成21年(受)第1461号 損害賠償請求事件(変更)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220120905.pdf>

1 人身傷害条項に基づき被害者が被った損害に対して保険金を支払った保険会社(以下「保険会社」という。)は、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得することはない。

(理由)

保険会社は、保険金の額の限度内で、これによって補される損害に係る保険金請求権者の加害者に対する賠償請求権を代位取得し、その結果、保険会社が代位取得する限度で、保険金請求権者は上記請求権を失い、上記請求権の額が減少することとなる(最高裁昭和49年(オ)第531号同50年1月31日第三小法廷判決・民集29巻1号68頁参照)、保険会社がいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは、本件保険契約に適用される本件約款の定めるところによることとなる。本件約款によれば、上記保険金は、被害者が被る損害の元本を補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を補するものではないと解される。

2 人身傷害条項の被保険者である被害者に過失がある場合、保険金を支払った保険会社は、上記保険金の額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得する

(理由)

本件約款によれば、保険会社は、交通事故等により被保険者が死傷した場合においては、被保険者に過失があるときでも、その過失割合を考慮することなく算定される額の保険金を支払うものとされているのであって、上記保険金は、被害者が被る損害に対して支払われる傷害保険金として、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず補する趣旨・目的の下で支払われるものと解される。上記保険金が支払われる趣旨・目的に照らすと、本件代位条項にいう「保険金請求権者の権利を害さない範囲」との文言は、保険金請求権者が、被保険者である被害者の過失の有無、割合にかかわらず、上記保険金の支払によって民法上認められるべき過失相殺前の損害額を確保することができるように解することが合理的である。

(11) 最二決平成24年2月29日 最高裁HP

平成23年(許)第21号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻し)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120305155700.pdf>

1 株式移転完全子会社の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」とは、株式移転により企業価値の増加が生じない場合には、原則として、当該株式買取請求がされた日における、株式移転を承認する旨の株主総会決議がされることがなければその株式が有したであろう価格をいい、それ以外の場合には、原則として、株式移転計画において定められていた株式移転比率が公正なものであったならば当該株式買取請求がされた日においてその株式が有していると認められる価格をいうものと解するのが相当である。

2 相互に特別な資本関係がない会社間において、一般に公正と認められる手続により株式移転の効力が発生した場合、特段の事情がない限り、その株式移転比率は公正なものである。(理由)

一般に、相互に特別な資本関係がない会社間において株式移転計画が作成された場合には、それぞれの会社において忠実義務を負う取締役が当該会社及びその株主の利益にかなう計画を作成することが期待できるだけでなく、株主は、株式移転完全子会社の株主としての自らの利益が株式移転によりどのように変化するかなどを考慮した上で、株式移転比率が公正であると判断した場合に株主総会において当該株式移転に賛成するといえるから、株式移転比率が公正なものであるか否かについては、原則として、上記の株主及び取締役の判断を尊重すべきである。

3 株式移転計画の株式移転比率が公正なものと認められる場合は、株式移転により企業価値の増加が生じないときを除き、株式買取請求がされた日における市場株価等を用いて「公正な価格」を定めることは、裁判所の合理的な裁量の範囲内にある。

(理由)

株式が上場されている場合、市場株価が企業の客観的価値を反映していないことをうかがわせる事情がない限り、「公正な価格」を算定するに当たって、その基礎資料として市場株価を用いることには合理性があるといえる。そして、株式移転計画に定められた株式移転比率が公正なものと認められる場合には、株式移転比率が公表された後にお

ける市場株価は、特段の事情がない限り、公正な株式移転比率により株式移転がされることを織り込んだ上で形成されているとみられるものである。

(12) 最三判平成24年3月13日 最高裁HP

平成22年(受)第755号 損害賠償請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120313164212.pdf>

Yの株式を取引所市場において取得したXらが、Yが提出し、公衆の縦覧に供された有価証券報告書に、連結決算において、実際には約3億円の経常赤字であったのに約50億円の経常黒字である旨の虚偽記載があったことにより損害を被ったと主張して、金融商品取引法(平成18年法律第65号による改正前の法律の題名は証券取引法。以下、同改正の前後を通じて「金商法」という。)21条の2に基づき、上告人に対し損害賠償を求める事案において以下のとおり判示した事例。

- 1 検察官は、金融商品取引法21条の2第3項にいう「当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者」に当たる。
- 2 金商法21条の2第2項にいう「虚偽記載等の事実の公表」があったというためには、単に当該有価証券報告書等に虚偽記載等が存在しているとの点についてのみ多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたのでは足りないが、有価証券報告書等に記載すべき真実の情報につき上記措置がとられたことまでも要しない。
- 3 金融商品取引法21条の2第5項にいう「虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下り」とは、いわゆる取得時差額相当分の値下がりに限られず、有価証券報告書等の虚偽記載等と相当因果関係のある値下がりの全てをいう。
- 4 投資者が有価証券報告書等に虚偽記載のある有価証券を複数回にわたってそれぞれ異なる価額で取得し複数回にわたってそれぞれ異なる価額で処分した場合における金融商品取引法21条の2による請求可能額の算定方法は、個々の取引ごとの取得と処分との対応関係が特定され、取得価額及び処分価額につき具体的な主張、立証がされているときは、裁判所が個別比較法によって請求可能額を算定することを否定する理由はないが、上記の主張、立証がされていない場合には、裁判所が、総額比較法により請求可能額を算定することができると解するのが相当である。
- 5 金融商品取引法21条の2に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、かつ、何らの催告を要することなく、遅滞に陥る。

(13) 名古屋高判平成23年4月14日 判例時報2136号45頁

平成22年(ネ)第514号 損害賠償請求控訴事件、取消(上告、上告受理申立て)

アレンジャーは、シンジケートローンの組成段階においては、借受人との間で主要な融資条件を協議した上、その融資条件に従って、シンジケートローンに参加する金融機関を招聘する授權を得て、その招聘を行う主体であり、借受人との間で委任契約ないし準委任契約を締結していると解される。次いで、アレンジャーは、借受人から提供を受けた情報に基づき、融資条件、借受人についての基本的な情報、財務状況等を記載した書面を作成し、これを招聘先の金融機関に対して配布するのが通例である。アレンジャーと招聘先の各金融機関との間に契約関係はない。アレンジャーは、シンジケートローン成立後には、シンジケートローン組成の対価として借受人からアレンジャーフィーの支払を受ける。

アレンジャーたる被控訴人と参加金融機関である控訴人らとの間に契約関係があるとはいえないが、両者の間には次のような事実的慣習がある。すなわち、アレンジャーは、一般に参加金融機関に対する招聘活動の中で、慣習上、借受人の財務状況等について記載したインフォメーション・メモランダム及び契約条件を記載したシートを参加金融機関に交付し、その記載事項について参加金融機関からの質問に答えることとされ、反対に参加金融機関は、アレンジャーに上記の質問をすることができるが、借受人に対して直接質問することはできないとされ、本件でもそれに沿った取扱いがなされている。したがって、招聘を受けた金融機関である控訴人らは、甲野社に対する公開情報は独自に取得できるものの、非公開情報については、上記の質問をすること以外には取得方法がなく、そのような制約の中で、自己の権限と責任において融資をするかどうかを決定する地位にある。他方、アレンジャーである被控訴人は、参加金融機関にとって取得することが困難でありながら、参加するかどうかを決定する上では重要な情報を、借受人との従前からの金融取引等によって了知・取得していることもある。

このような情報を取得しているアレンジャーが一方でシンジケートローンへの招聘活動をしながら、他方で参加金融機関にこのような重要情報を提供しないのはいかにも不当であって信義に反するから、アレンジャーは、信義則上、上記のような重要情報を参加金融機関に提供すべき義務があるというべきであり、アレンジャーがこれを故意に怠った場合(インフォメーション・メモランダムに重要情報と異なる記載を故意にした場合を含む)、あるいは故意に匹敵するような重大な過失により参加金融機関の判断を誤らせた場合(例えば、情報自体は知っていながら、それが参加金融機関に伝えるべき重要に当たらないと誤って判断するような場合)には、アレンジャーは、信義則上参加金融機関に対して当該情報を提供すべき義務に違反し、不法行為責任を負うことがあるというべきである。

(14) 横浜地判平成23年8月16日 判例タイムズ1363号176頁

平成22年(ワ)第929号 保険金請求事件(請求棄却・確定)

本件で、Xは、平成15年11月に約1433万円で購入した車について、同20年3月にYとの間で自動車保険契約を締結していた。Xは、同年10月、同車両にて子供と釣りに出かけ、路上駐車し、キーがポケットに入った上着を車内に置いたまま2時間位魚釣り等をして戻ってきたところ、同車両が盗まれていたとし、Yに対し保険金1100万円の支払を求めた。本判決は、本件の目撃者が2人組の男が本件車両に近づき前方左右のドアから分かれて乗り込み2、3分でエンジンをかけて出発したと説明していることから、本件車両はもともと両方のドアが施錠されておらず、また、正規のキーを使用してエンジンを始動させたと推認できること、本件車両は高級車でありイモビライザー(盗難防止装置)が装着されていて、通常は盗難が困難であること、高級車を白昼路上駐車する際に施錠をしない理由についてXから納得のいく説明がなされていないこと、Xは当時体調不良のため経営していた会社の営業を廃止したこと等の事情を総合すれば、窃盗犯人は本件車両が無施錠であること及びキーの所在を承知の上で本件車両に乗り込んだものと推認することができ、窃盗犯人はXと意を通じていたものと推認できるから、Xの盗難は故意によるものといえらるし、Yの免責を認め、請求を棄却した。

【知的財産】

(15) 知財高判平成22年12月15日 判例タイムズ1362号210頁

平成22年(行ケ)第10013号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101216101236.pdf>

Xは、Y社が、第11類「電球類及び照明器具」を指定商品として設定登録を得ていた商標「エコルクス/ECOLUX」について、平成21年4月14日、不使用を理由とする登録の取消しを求める審判を請求し、当該請求が同月30日に登録されたが、請求を不成立とする審決が下されたため、その取消しを求めて提訴した。

本件においては、(a)Xが、平成21年3月30日、Yが販売を予定していたLEDランプに当該商標を使用することを決定し、同年4月6日、外部会社に本件商品の包装用容器のパッケージデザインを発注し、同月10日、外部会社から本件商標と社会通念上同一と認められる商標が付されたパッケージデザインが電子メールの添付ファイルとしてYに送付されており、(b)Yは、かねてから自社製品を広告・紹介等する目的で刊行していた情報誌の平成21年5月5日付けのものに上記パッケージデザインを掲載し、当該情報誌を同年4月30日に顧客である小売店に発送し、当該情報誌は翌5月1日に小売店に配達されていたが、本判決は、(a)について、その事実をもって「商品の包装に標章を付する行為」(商標法2条3項1号)とはいえず、他に商品が本件請求登録日より前に上記容器で包装されたと認めるに足りる証拠もないとし、(b)について、本件請求登録日に上記情報誌を発送したからといっても、それが一般公衆による閲覧可能な状態に置かれたのは、平成21年5月1日であり、商標法2条3項8号の標章を付した広告の「頒布」に当たらないとして、「使用」の事実を認めてXの審判請求を不成立とした本件審決を取り消した。

(16) 知財高判平成24年2月28日 裁判所HP

平成23年(ネ)第10047号 著作権損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所 平成21年(ワ)第10932号)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120301104620.pdf>

中華人民共和国の国営放送であるCCTV(中国中央電視台)のグループ会社で、同国法人である原告は、CCTVの放送用として制作された「中国世界自然文化遺産」と題する本件各原版的著作権を有していること、被告の製作・販売に係る「中国の世界遺産」と題する被告各DVDが上記記録映画を複製又は翻案したものであること等を主張して、被告小学館に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案で、原審は、(a)本件各原版的著作権は原告に帰属すると判断し、(b)被告各DVDは、本件各原版的に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており本件各原版的の翻案に当たると判断し、(c)被告は、本件各原版的の利用許諾を受けていたとは認められないと判断し、(d)原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の一部については、時効消滅したと判断して、(e)原告の損害賠償請求のうち不法行為に基づく損害賠償10万5000円(弁護士費用相当額1万円を含む)の限度で認容し、その余の請求を棄却したことに対し、原告及び被告は、原判決のうち各敗訴部分の取消しを求めて、それぞれ控訴を提起した。

原告と被告との間には、卓倫社、元純社、GMG、プレシャス社及びその関係者等が介在するなど複雑な事実関係が存在したことなどに照らすと、被告は、本件原版的供給契約締結時ないし被告各DVD販売時において、GMGないしプレシャス社が本件各原版的の利用許諾権限を有しないことを知っていたことや、これを知らなかったことについて重過失があったことまでは認められないが、訴状の送達を受けた日から悪意となったものと認められる、として、不当利得に基づく本件各原版的の使用料相当額として、被告各DVDの小売価格3800円の25%に実販売本数を乗じた額1054万5000円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法704条前段所定の利息の限度で原判決を変更した。

(17)知財高判平成24年2月29日 裁判所HP

平成23年(行ケ)第10127号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120301084713.pdf>

無効審判の被請求人である原告が、無効審決の取り消しを求めた事案で、本件発明について原告は優先権主張の効果を享受できたが、本件発明に係る特許については進歩性を欠いた無効なものであるとされた事案。

本件発明3の特許請求の範囲では、「請求項1または2の旋回式クランプにおいて、」との特定がされ、本件発明1又は2の構成を引用しているものであるが(従属項)、本件発明1では、クランプロッドのガイド溝につき、「周方向へほぼ等間隔に並べた複数の」との限定、「第2摺動部分に設けた複数の」との限定や「上記の複数のガイド溝は、それぞれ、上記の軸心方向の他端から一端へ連ねて設けた旋回溝と直進溝とを備え、上記の複数の旋回溝を相互に平行状に配置すると共に上記の複数の直進溝を相互に平行状に配置し、」との限定が付されているにすぎない。また、本件発明2でも、クランプロッドのガイド溝につき、「前記ガイド溝を3つ又は4つ設けた」との、ガイド溝の個数に関する限定が付されているにすぎない。

そうすると、本件発明1,2では、ガイド溝の傾斜角度に関する特定はされていないから、上記傾斜角度に関する本件発明3の発明特定事項である「傾斜角度を10度から30度の範囲にした」との事項が第1ないし第3基礎出願に係る明細書(図面を含む。)で開示されていないからといって、本件発明1,2が上記事項を発明特定事項として含む形で特定されて出願され、特許登録されたことになるものではない。この理は、例えば請求項3(本件発明3)が特許請求の範囲の記載から削除された場合を想定すれば、より明らかである。したがって、本件発明1,2(請求項1,2)の特許請求の範囲の記載に照らせば、旧特許法41条1項にいう先の出願「の願書に最初に添付した明細書又は図面・・・に記載された発明に基づ」いて特許出願されたものといえるから、本件発明1,2については原告が優先権主張の効果を享受できなくなるいわれはなく、特許法29条の規定の適用につき、最先の優先日(平成13年11月13日、第1基礎出願の出願日)を基準として差し支えない。

ただし、この日を基準時としても、本件発明1,2に係る特許については甲第12号証発明等に基づけば進歩性を欠いた無効なものであるので、審決にこれを取り消すべき違法は存しないから、原告の請求を棄却する。

(18)知財高判平成24年3月8日 裁判所HP

平成23年(行ケ)第10406号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120309093538.pdf>

特許出願人である原告が、拒絶査定に対する不服審判の請求不成立の審決について重大な手続違背があるとして取消しを求めた事案で、実質的に意見書提出の機会を付与することなく審決がされたかが争点となり、審決が取り消された事案。

特許法は、審判官が、拒絶査定不服審判手続において、拒絶査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合には、審判請求人に対して、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならないと規定する(平成14年法律第24号による改正前の特許法159条2項,50条)。同条が、審判官において、査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合に、相当の期間を指定して、意見書提出の機会を付与した理由は、審判請求人に意見を述べる機会を与えることによって、審判官の誤解などに基づいた判断がされることを、できる限り防止して、審判請求人に不利な審決がされることを回避することにあり、同規定は、審判請求人のための手続的な保障規定といえる。また、意見書提出のための相当の期間を定めることも、上記の手続的な保障を実質ならしめるためのものであると解される。

上記の観点から検討する。本件においては、平成23年3月23日付けの拒絶理由通知に対する意見書の提出期限は、当初同年6月30日とされたが、原告からの合計3か月の期間延長申請に対して許可がされたことにより、同年9月30日まで延長された。しかるに、本件審判においては、上記提出期限より約2か月前である平成23年7月25日付けで審理終結通知がされ、同年8月9日付けで上記拒絶理由を理由として本件審決がされた。したがって、本件審決は、実質的に意見書提出の機会を付与することなくされたものであり、手続違背の違法があるといえる。この点、被告は、本件審決の審決書が送達される約1か月前である同年7月25日に、審理終結通知書が原告に対して発送されているから、原告に、意見書提出の意思があったのであれば、審理終結通知書が発送された時点で、特許庁に対して、確認、上申書提出などの行為をなし得たはずであると主張する。しかし、被告の主張は、意見書提出の機会を付与すべきと定めた特許法の上記の趣旨に反する主張であり、採用の余地はない。

以上のとおりであるから、原告主張の取消事由には理由があり、本件審決は違法であるとして取り消すべきである。

(19)大阪地判平成24年2月16日 裁判所HP

平成21年(ワ)第18463号 著作権確認等請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224141145.pdf>

日本漢字能力を検定実施している原告は、教材の開発、制作、出版及び販売等を目的とする株式会社である被告オーク

から問題集を含む商品の供給を受ける商品売買基本契約を締結し、日本漢字能力検定の検定対策用問題集として発行した本件各書籍の編集著作権が原告にあることの確認を求めるとともに、不正競争防止法3条1項に基づき、本件各書籍の編集著作権が被告オークに帰属し、本件各書籍を制作・販売する原告の行為が被告オークの著作権を侵害している旨を告知・流布する被告の行為の禁止を求めた事案で、本件対策問題集の編集著作権の帰属が争点となった。

本件対策問題集の奥書には、被告オークの一事業部門である日本教育振興会が編者として記載されているから、編集著者は被告オークであると推定されることになるが(著作権法14条)、著作権法15条1項にいう「法人等の発意に基づく」とは、当該著作物を創作することについての意思決定が、直接又は間接に法人等の判断により行われていることを意味すると解され、発案者ないし提案者が誰であるかによって、法人等の発意に基づくか否かが定まるものではなく、上記編集作業について被告オークが関与したことを窺わせる事情は、編集プロダクションとの業務委託契約を締結したというだけであり、それ以上に、被告オークが上記編集作業に関与したことを認めるに足る証拠はないので、本件対策問題集の制作に係る意思決定は、原告の判断により行われていたといえ、本件対策問題集は、原告の発意に基づき制作されたものと認められる、として、本件対策問題集の編集著者は、著作権法15条1項により原告であると認められると認定した。

【民事手続】

(20) 最一判平成23年12月15日 金法1940号96頁

平成22年(受)第16号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111215143824.pdf>

本件は、X社から取立委任を受けた約束手形の商事留置権を有するY銀行において、X社の再生手続開始後に同手形を取り立て、その取立金を法定の手続によらずX社の債務の弁済に充当し得る旨を定める銀行取引約定に基づき、Y銀行の再生債権である当座貸越債権約9億7000万円の一部弁済に充当したことにつき、この弁済充当の可否を争うX社が、Y銀行に対し、不当利得返還請求権に基づき、取立金約5億6000万円の返還を求めた事案である。

本判決は、まず、留置的効力が留置権の本質的な効力であること、留置権による競売制度もこのことを否定する趣旨に出たものではないことなどを理由に、取立金にも商事留置権の留置的効力が及ぶと判断した。その上で、会社から取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する銀行が別除権の行使として留置する取立金は、再生計画の弁済原資や再生債務者の事業原資に充てることを予定し得ないものであることに加え、民事再生法88条が、別除権者は当該別除権に係る担保権の被担保債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分についてのみ再生債権者としてその権利を行うことができる旨を規定し、同法94条2項が、別除権者は別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない旨を規定していることも考慮し、取立金を法定の手続によらず債務の弁済に充当できる旨を定める銀行取引約定を、別除権の行使に付随する合意として民事再生法上も有効であるとして、同約定に基づき取立金を同会社の債務の弁済に充当することができるかと判断した。

(21) 最一判平成24年2月23日 最高裁HP

平成23年(受)第268号 配当異議事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223154639.pdf>

X及びYを債権者、Aを債務者、国を第三債務者とする配当等手続事件につき作成された配当表(以下「本件配当表」という。)の変更を求める配当異議事件において、本件配当表に記載されたXの債権に基づくXのAに対する請求を棄却する判決が確定しており、Xは配当を受け得る立場にないから、本件訴えは訴えの利益を欠くとのYの主張を容れて訴えを却下した原判決を破棄し、第1審判決を取り消して差し戻した事例。

(理由)

仮差押命令は、当該命令に表示された被保全債権と異なる債権についても、これが上記被保全債権と請求の基礎を同一にするものであれば、その実現を保全する効力を有する(最高裁昭和25年(オ)第63号同26年10月18日第一小法廷判決・民集5巻11号600頁参照)。そうすると、債務者に対する債務名義を取得した仮差押債権者は、債務名義に表示された金銭債権が仮差押命令の被保全債権と異なる場合であっても、上記の金銭債権が上記の被保全債権と請求の基礎を同一にするものであるときは、仮差押命令の目的財産につき他の債権者が申し立てた強制執行手続において、仮差押債権者として配当を受領し得る地位を有している。仮差押命令の被保全債権である損害賠償債権は、債務者であるAが債権者であるXに無断で担保物件を取り壊したことにより、貸金債権の回収が困難になり、貸金債権相当額を含む損害を被ったことを理由とするものであるから、貸金債権の発生原因事実は、損害賠償債権の発生原因事実に包含されていることが明らかである。そうすると、貸金債権に基づく請求は、損害賠償債権に基づく請求と、請求の基礎を同一にするものというべきである。

(22)東京高決平成23年1月7日 判例タイムズ1363号203頁

平成22年(ラ)第2062号 不動産競売申立一部却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・特別抗告,許可抗告(後特別抗告棄却,許可抗告棄却))

本件で,マンション管理組合法人の副理事長Xは,区分所有法59条1項に基づき区分所有者Yに対し競売申立請求事件を提起し,認容判決を受けたが,Yは同事件の口頭弁論終結後に本件物件の持分5分の4をYの弟を代表者とするZ社に譲渡した。XはY,Zに対し競売開始決定の申立をし,原決定は,Yに対しては開始決定をしたが,Zについては判決の効力が及ばない等として却下したため,Xは執行抗告をした。本決定は(a)上記競売請求による競売は当該競売請求権の存在を証する確定判決等の提出が必要であるところZについては同提出がない,(b)上記競売請求権は区分所有者の共同利益背反行為による共同生活上の障害が著しい場合に区分所有者としての地位から排除するために認められるものであるから,対象となる区分所有権が譲渡されてもこれに伴い競売請求権の債務者としての地位が譲受人に承継されたと解することはできず,民事執行法181条3項の「担保権に承継があった」と同視できない,(c)(Yが実質的に所有を続けているのでZは民訴法115条1項3号の「口頭弁論終結後の承継人」として判決の効力が及ぶとの主張については)法人格を否認すべき事情があることをもって当該法人が同「承継人」に含まれるとは解されず,この理は判決の形成力に基づいて開始される形式的競売においても変わらないとし,抗告を棄却した。

(23)東京高判平成23年11月16日 判例時報2135号56頁

平成23年(ツ)第148号 求償金請求上告事件 上告棄却

区分所有建物を所有していた者(前所有者)が破産し,破産管財人が同建物を破産財団から放棄するとともに,前所有者が免責許可決定を受けた後に,競売手続により,同建物を買い受け,管理組合に対し,前所有者が滞納した管理費等を支払った買受人が,前所有者に対し,管理費等支払についての求償請求をした事案において,破産手続開始決定日までに発生した管理費等は破産債権であり免責許可決定確定により前所有者は責任を免れ,破産手続開始決定日から同建物が破産財団から放棄されるまでに発生した管理費等は財団債権(破産法148条1項2号)であり前所有者は責任を負わないが,破産財団からの放棄後買受人がこれを取得するまでに発生した管理費等については,前所有者は同建物の所有者として支払義務を負い,同建物の特定承継人(建物区分所有法8条)として当該管理費等の弁済をした買受人は前所有者に対して求償できる,とされた事例。

(24)名古屋高判平成24年1月31日 金法1941号133頁

平成22年(ネ)第1409号 損害賠償等請求事件,独立当事者参加申立控訴事件(原判決取消・請求棄却)

本件は,MMFに係る信託受益証券の購入者であるXに再生手続が開始された場合において,Xの支払停止後にその販売銀行であるY銀行が,債権者代位権の行使としてXに代わって受益証券の解約をして入金を受けた後,その解約金のXに対する返還債務を受働債権とし,Xに対する債権を自動債権として相殺したと主張して,Xからの同解約金の返還請求を拒絶している事実関係を前提に,Xが,Yに対し,(a)債権者代位権の要件を欠く解約権の行使の違法を理由とする債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求を第1次請求,(b)上記相殺が民事再生法93条1項2号または3号により無効であることを理由とする解約金返還請求を第2次請求,(c)Yが投資信託の解約方法等の説明を怠ったことがX・Y間の委託契約上または条理上の義務に違反することを理由とする債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求を第3次請求とする基本事件に,Xの監督委員であるZが,上記受益証券の解約ないし上記解約金返還請求債務の消滅に至るまでのYの行為を同法127条の3第1項に基づき否認すると主張して,上記解約金相当額の支払いを求める参加事件が併合されている事案である。

本判決は,基本事件の第1次請求については,Yによる上記債権者代位権の行使に先立ってXが受益証券の解約実行請求権を行為していたとのX主張の事実は認められないとし,基本事件の第2次請求については,Yは,X・Y間における上記受益証券の管理委託契約を包含する仕組みに従い,受益証券の解約によって解約金がYに交付されるという停止条件の成就により,Xの支払の停止後にXに対する解約金返還債務を負担したものであるから,当該解約金返還債務は,YがXの支払停止を知ったときよりも前に生じた原因に基づいて発生した債務であると認められ,同法93条1項3号に該当する場合であっても,同法93条2項2号に該当する場合であるから,上記相殺の効力を認めることができるとし,基本事件の第3次請求については,Yにおいて,Xから特段の要請もないのに,Xに対してX主張のような説明をすべき義務があるものということとはできないと判断し,Xによる請求をいずれも棄却した。また,参加事件については,YのXに対する債権が消滅したのは上記相殺の効力によるものであって,上記解約実行請求権の行使やそれによる解約の効果ではなく,上記相殺が民事再生手続において許容されるものであるか否か(民事再生法上の相殺禁止規定に該当するか否か)の観点から,その効力が判断されるべきものであり,別途否認権行使の対象となるものではないとして,Zによる請求も棄却した。

(25)東京地決平成23年11月24日 金法1940号148頁

平成23年(三)第4号 更生債権等査定申立事件

本件は、Xが、更生会社Z所有の不動産に設定された根抵当権の被担保債権を有するとして更生担保権の届出をしたところ、更生会社Zの管財人であるYがこれを全額認めない旨の認否をしたため、会社更生法151条1項に基づきXが更生担保権査定申立てをした事案である。本件根抵当権については、更生会社Zが事業再生ADR手続の申請をした直後(更生手続開始申立前)に、根抵当権設定仮登記が経由されており、Yは、この仮登記具備行為につき、同法88条1項の規定による対抗要件否認を主張するとともに、仮に対抗要件否認が認められないとしても、同法86条1項の規定による詐害行為否認が認められるとして、上記更生担保権の存在を争った。

本決定は、対抗要件否認の成否につき、支払猶予の申入れ等の行為は、合理性のある再建方針や再建計画が主要な債権者に示され、これが債権者に受け入れられる蓋然性があると認められる場合には、会社更生法88条1項所定の「支払の停止」ということはできないと解するのが相当であるが、本件における事業再生ADR手続の申請に向けた支払猶予の申入れ等の行為は、そのような場合には当たらず、「支払の停止」ということはできないと判断し、詐害行為否認の成否についても、「支払の停止等」の前にされた対抗要件具備行為であり、同法88条1項が適用されない場合であっても、当該対抗要件具備行為が同法86条1項1号の要件を満たす場合には、当該規定によってこれを否認することができるのと解される所、本件対抗要件具備行為の原因行為は物上担保行為であり財産処分行為に当たるので、同号の否認の対象とはなるが、本件対抗要件具備行為当時、更生会社Zが実質的危機時期にあったと認めることはできず、同号の要件を満たさないの、否認することはできないと判断した。

【刑事法】

(26)最三決平成24年2月6日 最高裁HP

平成22年(あ)第787号 債権管理回収業に関する特別措置法違反被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120209112112.pdf>

法務大臣の許可を受けないで、消費者金融会社から不良債権を譲り受けてその管理回収業を営んだ行為について、債権管理回収業に関する特別措置法33条1号、3条の罪が成立するとされた事例。

(事案)

被告会社は、登録貸金業者であるが、自らは貸付業務を行わず、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」という。)3条の債権管理回収業に関する法務大臣の許可を受けないまま、消費者金融業者から不良債権を譲り受け、その管理回収を行うことを業としていた。被告人は、被告会社の業務に関し、消費者金融業者2社から、本件で被告人らが回収した債権(以下「本件債権」という。)を含む不良債権を貸付残高の約6,7%の価格で大量に購入した。本件債権は、長期間支払が遅滞し、譲渡元の各消費者金融業者において全て貸倒れ処理がされたものであった上、その多くが利息制限法にのっとり元利金の再計算を行えば減額され又は債務者が過払いとなっており、また、債務者が援用すれば時効消滅となるものもあったが、被告人らは、これらの事情を十分に認識した上で本件債権を購入し、本件債権の回収に当たって、利息制限法に定める制限額を超える利息の支払の約定がされている債権につき、利息制限法の制限額内に引き直すことなく請求をしていた。被告人らは、債務者らと支払条件の交渉をして分割払の方法で本件債権の弁済を受けるなどしていた。

弁護側は、サービサー法3条の法務大臣の許可を受けずに行った本件債権の管理回収に関する営業について、(a)本件債権には事件性がないし、「訴訟、調停、和解その他の手段」によって回収したものではないから、サービサー法2条2項後段には該当しない、(b)社会的経済的に正当な業務の範囲内であるから違法性が阻却されると主張した。

(判断)

被告会社が譲り受けた本件債権は、長期間支払が遅滞し、譲渡元の消費者金融業者において全て貸倒れ処理がされていた上、その多くが、利息制限法にのっとり元利金の再計算を行えば減額され又は債務者が過払いとなっており、債務者が援用すれば時効消滅となるものもあったなど、通常の状態では満足を得るのが困難なものであるところ、被告人らは、本件債権に関し、取立てのための請求をし、弁済を受けるなどしていたのであるから、本件債権の管理回収に関する営業は、サービサー法2条2項後段の「他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業」に該当するといえる。したがって、法務大臣の許可を受けないで、本件債権を譲り受けてその管理回収業を営んだ行為は、サービサー法33条1号、3条に該当すると解するのが相当である(a)。

また、前記のような被告会社の業務態様に照らしても、本件の無許可営業について、所論のように社会的経済的に正当な業務の範囲内のものと見る余地はなく、違法性を阻却するような事情は認められない(b)。

(27) 最三決平成24年2月8日 最高裁HP

平成21年(あ)第359号 業務上過失致死傷被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120213110019.pdf>

- 1 トラックのハブが走行中に輪切り破損したために前輪タイヤ等が脱落し、歩行者らを死傷させた事故について、同トラックの製造会社で品質保証業務を担当していた者において、同種ハブを装備した車両につきリコール等の改善措置の実施のために必要な措置を採るべき業務上の注意義務があるとされた事例。
- 2 トラックのハブが走行中に輪切り破損したために前輪タイヤ等が脱落し、歩行者らを死傷させた事故と、同種ハブを装備した車両につきリコール等の改善措置の実施のために必要な措置を採るべき業務上の注意義務に違反した行為との間に因果関係があるとされた事例。

(事案)

三菱自工製のハブを用いたトラック・バスにハブ輪切破損事故が発生していたところ、本件瀬谷事故に先立つ中国JRバスの事故事案の処理の時点で、Dハブの強度不足を疑うに足りる客観的状況にあったことが優に認定できるとした上で、被告人両名(被告人Xは、当時、三菱自工の品質保証部門の部長の地位にあり、被告人Yは、三菱自工の品質保証部門のバスのボデー・シャシーを担当するグループ長の地位にあった)においても、その時点で、リコール等の改善措置をすることなくDハブを装備した車両の運行を放置すれば、輪切り破損事故が発生して人身被害が生じるかも知れないことは十分に予測し得たとして予見可能性を認め、また、その時点でDハブの強度不足の疑いによりリコールをしておけば、Dハブの輪切り破損による本件瀬谷事故は確実に発生していなかったのであって、本件瀬谷事故の原因が摩耗による輪切り破損であると仮定しても事故発生を防止できたとして結果回避可能性を認め、被告人両名にその注意義務を課することは何ら過度の要求ではないとして結果回避義務を認め、因果関係も肯定し、被告人両名の過失責任を認めた第1審判決を是認した。

これに対し、弁護側は、(a)中国JRバス事故事案の処理当時、被告人両名がDハブの強度不足を疑うことは不可能であり、予見可能性は認められない、(b)被告人両名の実際の権限等に照らすと、被告人両名には、Dハブをリコールすべきであるという業務上過失致死傷罪上の義務が課されていたとはいえない、(c)本件瀬谷事故車両の使用状況等に照らすと、DハブをリコールしてFハブを装備したところで本件瀬谷事故を回避できたとはいえないし、三菱自工製のハブに強度不足があることまでの立証がされておらず、本件瀬谷事故を発生させた事故車両のハブの輪切り破損原因も解明されていない以上、被告人両名の不作為と本件瀬谷事故結果との間の因果関係も存在しないと主張した。

(判断)

三菱自工製ハブの開発に当たり客観的な強度が確かめられていなかったことや、ハブの輪切り破損事故が続発していたこと、他の現実的な原因も考え難いことなどから、中国JRバス事故事案の処理の時点で、Dハブには強度不足があり、かつ、その強度不足により本件瀬谷事故のような人身事故が生ずるおそれがあったのであり、そのおそれを予見することは被告人両名にとって十分可能であったと認められる(a)。予測される事故の重大性、多発性、三菱自工が事故関係の情報を一手に把握していたことなども考慮すれば、同社の品質保証部門の部長又は担当グループ長の地位にあり品質保証業務を担当していた被告人両名には、その時点において、Dハブを装備した車両につきリコール等の改善措置の実施のために必要な措置を採り、強度不足に起因するDハブの輪切り破損事故が更に発生することを防止すべき業務上の注意義務があったというべきである(b)。これを怠り、Dハブを装備した車両につき上記措置を何ら行わずにその運行を漫然放置した被告人両名には上記業務上の注意義務に違反した過失があり、その結果、Dハブの強度不足に起因して本件瀬谷事故を生じさせたと認められるから(c)、被告人両名につき業務上過失致死傷罪が成立する。

(28) 最二決平成24年2月13日 最高裁HP

平成22年(あ)第126号 秘密漏示被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120216100930.pdf>

- 1 医師としての知識、経験に基づく診断を含む医学的判断を内容とする鑑定を命じられた医師がその過程で知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らす行為は、秘密漏示罪に該当する。
- 2 医師が医師としての知識、経験に基づく診断を含む医学的判断を内容とする鑑定を命じられた場合の刑法134条1項の「人の秘密」の範囲には、鑑定対象者本人の秘密のほか、同鑑定を行う過程で知り得た鑑定対象者本人以外の者の秘密も含まれる。
- 3 これらの秘密を漏示された者は、刑訴法230条にいう「犯罪により害を被った者」に当たり、刑法134条1項の罪の告訴権を有する。

(事案)

精神科の医師である被告人が、少年事件について、家庭裁判所から、鑑定事項を「1 少年が本件非行に及んだ精神医学的背景、2 少年の本件非行時及び現在の精神状態、3 その他少年の処遇上参考になる事項」として、精神科医としての知識、経験に基づく、診断を含む精神医学的判断を内容とする鑑定を命じられ、それを実施したものであり、そのため鑑定資料として少年らの供述調書等の写しの貸出しを受けていたところ、正当な理由がないのに、同鑑定資料や鑑

定結果を記載した書面を第三者に閲覧させ、少年及びその実父の秘密を漏らしたとして、刑法143条に問われた事案である。

弁護側は、(a)鑑定医が行う鑑定はあくまでも「鑑定人の業務」であって「医師の業務」ではなく、(b)鑑定人の業務上知った秘密を漏示しても秘密漏示罪には該当しない、(c)本件で少年やその実父は被告人に業務を委託した者ではなく、秘密漏示罪の告訴権者に当たらないと主張した。

(判断)

本件のように、医師が、医師としての知識、経験に基づく、診断を含む医学的判断を内容とする鑑定を命じられた場合には、その鑑定の実施は、医師がその業務として行うものといえるから、医師が当該鑑定を行う過程で知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らす行為は、医師がその業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏示するものとして刑法134条1項の秘密漏示罪に該当すると解するのが相当である(a)。このような場合、「人の秘密」には、鑑定対象者本人の秘密のほか、同鑑定を行う過程で知り得た鑑定対象者本人以外の者の秘密も含まれるというべきである(b)。したがって、これらの秘密を漏示された者は刑法230条にいう「犯罪により害を被った者」に当たり、告訴権を有すると解される(c)。

以上によれば、少年及びその実父の秘密を漏らした被告人の行為につき同罪の成立を認め、少年及びその実父が告訴権を有するとした第1審判決を是認した原判断は正当である。

(29) 最一判平成24年2月13日 最高裁HP

平成23年(あ)第757号 覚せい剤取締法違反, 関税法違反被告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120213161911.pdf>

- 1 刑訴法382条にいう「事実誤認」は、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいう。
- 2 控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である。
- 3 覚せい剤輸入等被告事件について、被告人の故意を認めず無罪とした第1審判決に事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例。

(判断)

刑訴法は控訴審の性格を原則として事後審としており、控訴審は、第1審と同じ立場で事件そのものを審理するのではなく、当事者の訴訟活動を基礎として形成された第1審判決を対象とし、これに事後的な審査を加えるべきものである。

第1審において、直接主義・口頭主義の原則が採られ、争点に関する証人を直接調べ、その際の証言態度等も踏まえて供述の信用性が判断され、それらを総合して事実認定が行われることが予定されていることに鑑みると、控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑訴法382条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。

したがって、控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるというべきである。このことは、裁判員制度の導入を契機として、第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する。

本件第1審判決は、検察官主張の間接事実(a)ないし(d)((a)被告人がチョコレート缶を所持した経緯、(b)被告人が報酬等を約束されていたこと、(c)本件チョコレート缶が不自然に重いこと、(d)税関検査時の言動)は被告人に違法薬物の認識があったと推認するに足りず、また、間接事実(e)((e)覚せい剤輸入事件で裁判中のKから報酬を約束されるなど)はその認識をうかがわせるものではあるが、違法薬物の認識を否定する被告人の弁解にはそれを裏付ける事情が存在し、その信用性を否定することができないとして、被告人を無罪としたものである。

第1審判決は、これらの間接事実を個別に検討するのみで、間接事実を総合することによって被告人の違法薬物の認識が認められるかどうかについて明示していないが、各間接事実が被告人の違法薬物の認識を証明する力が弱いことを示していることに照らすと、これらを総合してもなお違法薬物の認識があったと推認するに足りないと判断したものと解される。

したがって、本件においては、上記のような判断を示して被告人を無罪とした第1審判決に論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを具体的に示さなければ、事実誤認があるということとはできない。

このような観点から、原判決について検討した結果、間接事実の評価に関する原判断は、第1審判決の説示が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものとはいえないのであって、第1審判決のような見方も否定できないというべきである。原判決は、間接事実が被告人の違法薬物の認識を推認するに足りず、被告人の弁解が排斥できないとして被告人を無罪とした第1審判決について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものとは評価することができない。そうすると、第1審判決に事実誤認があるとした原判断には刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しな

ければ著しく正義に反するものと認められる。

(30) 最一決平成24年2月14日 最高裁HP

平成23年(シ)第500号 再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120217091158.pdf>

控訴棄却の確定判決に対する再審請求が適法な再審事由の主張がなく不適法であることが明らかなきときは、刑訴規則285条1項による訴訟手続の停止をすることなく再審請求を棄却することも許される。

(31) 最一判平成24年2月20日 最高裁HP

平成20年(あ)第1136号 殺人,強姦致死,窃盗被告事件(光市母子殺害事件)(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220164838.pdf>

死刑の量刑が維持された事例(光市母子殺害事件)

(事案)

本件は,犯行時18歳の少年であった被告人が,(a) 山口県光市内のアパートの一室において,当時23歳の主婦(以下「被害者」という。)を強姦しようとして,同女の背後から抱き付くなどの暴行を加えたが,激しく抵抗されたため,同女を殺害した上で姦淫の目的を遂げようと決意し,その頸部を両手で強く絞め付けて,同女を窒息死させて殺害した上,強いて同女を姦淫した殺人,強姦致死,(b)同所において,当時生後11か月の被害者の長女(以下「被害児」という。)が激しく泣き続けたため,(a)の犯行が発覚することを恐れ,同児の殺害を決意し,同児を床にたたき付けるなどした上,同児の首に所携のひもを巻いて絞め付け,同児を窒息死させて殺害した殺人,(c)さらに,同所において,現金等が在中する被害者の財布1個を窃取した窃盗からなる事案である。

(判断)

(a),(b)の各犯行は,被害者を殺害して姦淫し,その犯行の発覚を免れるために被害児をも殺害したのであって,各犯行の罪質は甚だ悪質であり,動機及び経緯に酌量すべき点は全く認められない。強姦及び殺人の強固な犯意の下で,何ら落ち度のない被害者らの尊厳を踏みにじり,生命を奪い去った犯行は,冷酷,残虐にして非人間的な所業であるといわざるを得ず,その結果も極めて重大である。被告人は,被害者らを殺害した後,被害者らの死体を押し入れに隠すなどして犯行の発覚を遅らせようとしたばかりか,被害者の財布を盗み取って(c)の犯行に及ぶなど,殺人及び姦淫後の情状も芳しくない。遺族の被害感情はしゅん烈を極めていっている。被告人は,原審公判においては,本件各犯行の故意や殺害態様等について不合理な弁解を述べており,真摯な反省の情をうかがうことはできない。平穏で幸せな生活を送っていた家庭の母子が,白昼,自宅で惨殺された事件として社会に大きな衝撃を与えた点も軽視できない。

以上のような諸事情に照らすと,被告人が犯行時少年であったこと,被害者らの殺害を当初から計画していたものではないこと,被告人には前科がなく,更生の可能性もないとはいえないこと,遺族に対し謝罪文と窃盗被害の弁償金等を送付したことなどの被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても,被告人の刑事責任は余りにも重大であり,原判決の死刑の科刑は,当裁判所も是認せざるを得ない。

(32) 最一決平成24年2月22日 最高裁HP

平成22年(あ)第174号 詐欺,殺人,殺人未遂,現住建造物等放火被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120227091950.pdf>

実母及び実子2名を殺害し,その保険金等を詐取したとして起訴された事案につき,被告人の自白の信用性を否定するなどして無罪とした第1審判決を維持した原判決が是認された事例。

(事案)

第1審判決は,本件殺人,放火事件について,自己が犯人であるとする被告人の捜査段階の自白を信用することはできず,被告人がその犯人であると認めるには合理的な疑いが残るとし,本件保険金等詐欺事件についても,被告人が本件殺人,放火事件の犯人であることを前提とするものであるから,詐欺の事実を認めることはできないとした。そして,これらの事件と併合されていた,本件児童扶養手当詐欺事件についても詐欺の事実は認められないとして,被告人に対し,無罪を言い渡した。これに対し,検察官が訴訟手続の法令違反(ただし,本件児童扶養手当詐欺事件に関するもの)及び事実誤認を理由に控訴したが,原判決は,第1審判決の訴訟手続に違法はあるものの,判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえないとした上で,第1審判決に事実誤認はないとして,控訴を棄却した。

(判断)

被告人の自白については,その信用性を肯定する方向に作用する複数の事情が認められ,その信用性は高いとみる余地も十分にあるものの,原判決が被告人の自白について不自然,不合理であると指摘する点は,いずれも論理則,経験則等に違反するものとはいえない。そして,原判決が,これらの点と,客観的情況証拠を含む,被告人の自白の信用性を高める諸事情を総合的に評価した上で,結論として被告人の自白の信用性を否定したことも,論理則,経験則等に照らして不合理であるということとはできない。

以上によれば、本件殺人、放火事件及びその犯人が被告人であることを前提とする本件保険金等詐欺事件について、犯罪の証明がないとして被告人を無罪とした第1審判決に事実の誤認はないとした原判決に、重大な事実誤認をした疑いがあるとまでは認められないというべきである。

次に、本件児童扶養手当詐欺事件について検討するに、共犯者のFに児童扶養手当の受給要件がなかったことについて疑問が残り、また、詐欺の故意やFとの共謀を認めることはできないなどとして被告人を無罪とした第1審判決を是認した原判断は是認できる。

(33) 最二決平成24年2月29日 最高裁HP

平成23年(あ)第775号 現住建造物等放火被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120315164956.pdf>

現住建造物等放火被告事件につき、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる放火方法を認定したことが違法とされた事例

(事案)

第1審判決は、被告人がガスに引火、爆発させた方法について、訴因の範囲内で、被告人が点火スイッチを頭部で押し込み、作動させて点火したと認定した。原判決は、このような被告人の行為を認定することはできないとして第1審判決を破棄し、訴因変更手続を経ずに、ガスに引火、爆発させた方法を特定することなく、被告人が「何らかの方法により」ガスに引火、爆発させたと認定した。

弁護側は、原判決が訴因変更手続を経ずにガスに引火、爆発させた方法について訴因と異なる認定をしたことは違法であると主張した。

(判断)

被告人がガスに引火、爆発させた方法は、本件現住建造物等放火罪の実行行為の内容をなすものであって、一般的に被告人の防御にとって重要な事項であるから、判決において訴因と実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するが、例外的に、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、被告人に不意打ちを与えず、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為を認定することも違法ではないと解される(最高裁平成11年(あ)第423号同13年4月11日第三小法廷決定・刑集55巻3号127頁参照)。

原審において訴因変更手続が行われていないから、本件が上記の例外的に訴因と異なる実行行為を認定し得る場合であるか否かについて検討する。

原判決が、同スイッチを作動させた行為以外の行為により引火、爆発させた具体的可能性等について何ら審理することなく「何らかの方法により」引火、爆発させたと認定したことは、引火、爆発させた行為についての本件審理における攻防の範囲を越えて無限定な認定をした点において被告人に不意打ちを与えるものといわざるを得ない。

そうすると、原判決が訴因変更手続を経ずに上記認定をしたことには違法があるといわざるを得ない。

しかし、訴因と原判決の認定事実を比較すると、犯行の日時、場所、目的物、生じた焼損の結果において同一である上、放火の実行行為についても、台所に充満したガスに引火、爆発させて火を放ったという点では同一であって、同ガスに引火、爆発させた方法が異なるにすぎない。そして、引火、爆発時に被告人が1人で台所にいたことは明らかであることからすれば、引火、爆発させた方法が、本件ガスコンロの点火スイッチを作動させて点火する方法である場合とそれをも含め具体的に想定し得る「何らかの方法」である場合とで、被告人の防御は相当程度共通し、上記訴因の下で現実に行われた防御と著しく異なってくることはないものと認められるから、原判決の認定が被告人に与えた防御上の不利益の程度は大きいとまではいえない。

のみならず、原判決は被告人が意図的な行為により引火、爆発させたと認定している一方、本件ガスコンロの点火スイッチの作動以外の着火原因の存在を特にうかがわせるような証拠は見当たらないことからすれば、訴因の範囲内で実行行為を認定することも可能であったと認められるから、原審において更に審理を尽くさせる必要性が高いともいえない。また、原判決の刑の量定も是認することができる。そうすると、上記の違法をもって、いまだ原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない。

(34) 東京高判平成23年1月25日 高裁HP

平成22年(う)第1756号 窃盗、営利拐取、監禁、強盗致死、覚せい剤取締法違反被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110831152735.pdf>

強盗犯人が被害者に覚せい剤を注射して放置した行為は、強盗とその行為の場所及び時刻が離れていたとしても、強盗に引き続きその罪跡を隠滅するために行われた本件事実関係の下では、強盗の機会に行われたものといえることができる。

(事案)

被告人が、A及び他の共犯者らと共謀の上、被害者から金品を強取しようとして、被害者を自動車に乗り込ませ、被害者方、ウィークリーマンション付近を経由して、ダム付近から山中に入った林道に至るまで同車内から逃げ出せないようにしたことによる営利目的拐取及び監禁(判示第1の1)、上記共犯者らと共謀の上、監禁していた被害者に対し、暴行脅迫を加えて反抗を抑圧し、被害者から現金及びキャッシュカード等在中の財布等を強取し、次いで、被害者方で被害者のパスポート1通を強取した上、罪跡を隠滅するため、被害者に覚せい剤を注射して埼玉県内の上記山中に放置し、覚せい剤使用に続発した横紋筋融解症により被害者を死亡させたことによる強盗致死及び覚せい剤取締法違反(判示第1の2)、Aを除く共犯者らと共謀の上、強取したキャッシュカードを使って、コンビニエンスストアの現金自動預払機から現金を引き出して窃取した窃盗(判示第2)に問われた事案である。

弁護人は、強盗の手段となる行為と被害者の死亡との関連性が認め難いのに、被害者の死亡が強盗の機会に生じたとして強盗致死の事実(判示第1の2)を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある等と主張した。

(判断)

原審で取り調べた証拠により認められる事実関係の下では、被告人は、強盗に引き続いて、当初からの計画に従い、強盗の罪跡を隠滅するために、被害者に覚せい剤を注射して放置する行為に及び、被害者を死亡させるに至ったと認められ、このような強盗の罪跡を隠滅する行為は強盗と一体のものとして評価できるから、被害者の死亡の原因となった覚せい剤を注射するなどした行為は強盗の機会に行われたといえることができる。したがって、本件では、強盗致死罪が成立すると認められる。

(35)大阪高判平成23年5月19日 判例タイムズ1363号208頁

平成23年(ウ)第173号 強姦致傷被告事件(破棄自判・上告(後上告棄却))

本件で、モデルの紹介業等を営む会社の代表者である被告人は、モデル募集に応じてきた被害者(当時17歳)に対し、「服を脱げ」等と脅しながら、カミソリを喉元に突きつけ、左腕に2回切りつける等の暴行を加え、強姦しようとしたが被害者が逃走したためこれを遂げず、原審(裁判員裁判)は強姦致傷とし懲役3年8月の実刑に処した。被告人は原審では無罪を主張していたが、控訴審で一転して事実を全面的に認め、被害者に謝罪し、損害賠償命令で認容された賠償額に150万円を上乗せした400万円を示談し、被害者は被告人を宥恕する旨の上申書を提出した。本判決は、控訴審では、一審で主張立証ができなかったことについてやむを得ない事情がなければ、原則として新たな主張立証はできず、特に、一審が裁判員裁判である場合には、裁判員が考慮していない証拠を裁判員の参加のない控訴審の裁判官が評価することになり、裁判員裁判の潜脱ともなるとしたが、他方、上記示談等を全く考慮しないのも被告人に酷な面があり、控訴審において原審での誤った否認の態度を改め、反省し、被害者に慰藉の措置を講じさせることの方がよりよいことであり、そのためには同措置を一定程度評価することが必要であるとし、控訴審において原判決後の上記情状を考慮して多少刑を軽くしても必ずしも原審裁判員裁判における量刑判断をないがしろにするものではない等として、原判決を刑法397条2項により破棄し、量刑を4月減じたが、実刑を維持した。

【公法】

(36)大阪高判平成22年4月27日 判例タイムズ1362号111頁

平成21年(行コ)第32号 公金支出差止請求控訴事件(一部取消自判、一部控訴棄却・上告、上告受理申立)

滋賀県住民が、県の労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の各委員に月額で報酬を支給する旨を定めた条例の規定が地方自治法203条の2第2項(非常勤職員の報酬は勤務日数に応じて支給する旨を定めているが、ただし書において「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」と規定している)等に違反し無効であるとして、同県知事に対し、本件各委員への月額報酬の支出の差止めを求めた事案において、本判決は、選挙管理委員会の委員長を除く各委員について、現在の報酬はもはや当該委員の勤務量に応じた反対給付と評価することはできず、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則と矛盾抵触し著しく妥当性を欠く状態になっており、そのような状態が少なくとも平成15年以降継続し、既に是正のために必要な相当期間が経過しているとして、本件各委員についての本件規定は、現時点では本件ただし書で許された裁量の範囲を逸脱して違法であり無効であるとし、月額報酬の支出差止めを命じた原審の判断を維持し、選挙管理委員会の委員長については、その勤務の実情に照らし、月額報酬制の規定が日額報酬制の原則と矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じ難いとして、原審において月額報酬の支出差止めを命じた部分を取り消した。

(37)東京高判平成23年7月25日 判例時報2135号43頁

平成23年(行コ)第99号 運転免許取消処分取消請求控訴事件 控訴棄却(確定)

深夜から翌朝まで同僚と飲み明かした者が、酒気帯びの同僚から自動車を送るという申し出を受けて承諾して同乗したところ、道路交通法103条1項所定の「重大違反唆し等」に当たるとして、運転免許が取り消された。同取消処分に

つき、同人が、処分取消を求めて提訴した事案において、「重大違反唆し等」に当たるというためには、酒気帯び運転の意思のない者に働きかけてその意思を生じさせる必要はなく、既にその意思を有する者による酒気帯び運転行為を物理的、心理的に容易にする行為もこれに含まれるということができ、他方で、酒気帯び運転であることを知りながら自動車等に同乗するだけで、運転者による行為を何ら助けるものでないときは、「重大違反唆し等」に当たらないと解するのが相当であるが、酒気帯び運転で送ることの申出を受けて承諾し、その後5km以上にわたり酒気帯び運転を認識しながら同乗していた事実によれば、承諾したことにより運転者において酒気帯び運転をすることを心理的に容易にしたものとみることができ、酒気帯び運転という重大違反をすることを助けたものと評価することが相当、と判示して、処分取消を認めなかった事例。

(38) 広島高判平成24年2月20日 裁判所HP

平成22年(ネ)第450号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120327134456.pdf>

1 成年後見人が被後見人の財産を横領した場合において、家事審判官による成年後見人の選任や後見監督が、被害を受けた被後見人との関係で国家賠償法1条1項の適用上違法となるのは、具体的事情の下において、家事審判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に限られる。

2 成年後見人らが被後見人の預金から金員を払い戻してこれを着服するという横領を行っていたにもかかわらず、これを認識した家事審判官が更なる横領を防止する適切な監督処分をしなかったことが、家事審判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に当たるとされた事例。

具体的には、3600万円もの使途不明金があり着服と考えざるを得ないとの調査官報告を受けながら適切な対処をとらず放置した家事審判官に上記過失があることが認定された。

【社会法】

(39) 最一判平成24年2月20日 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第278号 審決取消請求事件(破棄自判, 被上告人らの請求棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220122551.pdf>

都市基盤整備事業を行う法人が特定の地域において指名競争入札の方法により発注する一定規模以上の土木工事について複数のゼネコンがした受注予定者の決定等に関する合意が、独禁法(平成14年法律第47号による改正前のもの)2条6項所定の「不当な取引制限」に当たるとされた事例。

(理由)

原審は、「公社の発注するAランク以上の土木工事は受注希望を有する者が受注すればよい、受注希望者が複数いれば当該受注希望者同士で自社の条件等を話し合えばよい、その他の者は受注希望者から工事希望票の提出依頼や入札価格の連絡等がされた場合にはこれに従い受注希望者の落札を妨害する行為はしない、という共通認識があったという程度」の合意は独禁法所定の「不当な取引制限」にはあたらないとしたが、最高裁は、法の各要件について細かく検討・認定し、「各社が、話し合い等によって入札における落札予定者及び落札予定価格をあらかじめ決定し、落札予定者の落札に協力するという内容の取決め」の上記該当性を認めた。

(40) 最三判平成24年2月21日判決 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第489号 不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件(破棄差戻し)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120221142437.pdf>

音響製品等の設置、修理等を業とする会社と業務委託契約を締結してその設置、修理等の業務に従事する受託者につき、当該会社との関係において労働組合法上の労働者に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

受託者の労働者性について、原審は、受注諾否の自由があること、労務管理上の個別的具体的な指揮命令関係に服しているとは言えないこと、委託料は労務提供の対価としての性質が希薄であること等を挙げて否定したが、最高裁は、上記各要素について何れも反対の評価を行い、結論として、「他社製品の修理業務の受注割合、修理業務における従業員の関与の態様、法人等代行店の業務やその契約内容との等質性などにおいて、なお独立の事業者としての実態を備えていると認めるべき特段の事情がない限り」労働者性を認めるべきとし、同事情の有無について審理を尽くすために差し戻した。

(41) 最一判平成24年2月23日 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第52号 不当労働行為再審査棄却命令取消請求事件(破棄自判, 被上告人の控訴棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223142926.pdf>

旅客鉄道事業等を営む会社である使用者が労働者を運転士に発令しなかったことが, 労働組合法7条1号本文にいう不利益な取扱い又は同条3号の支配介入に当たらないとされた事例。

(理由)

原審は, 「本件未発令者のうち, 平成元年の補完教育を希望した被上告人所属者は11名いたが対象者として選ばれたのは3名にすぎず, 他方, 同年の補完教育を希望したA労組所属者は9名全員が対象者として選ばれるなど, その選考において著しい差異が生じている」ことを前提に, 差異の理由について使用者が説明していないことを重視したが, 最高裁は, 「本件未発令者のうち補完教育を希望した被上告人所属者の中で対象者に選ばれなかった者の能力や勤務成績等が, 対象者に選ばれたA労組所属者と比較して劣るものでなかったということについては, 被上告人が一応の立証をすべきところ, そのような事情はうかがわれない」等として, 異なる事実関係の下に判断した。

(42) 最二判平成24年2月24日 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第273号 労働災害補償金不支給決定処分取消請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224161638.pdf>

建設の事業を行う中小事業主が, その使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ, 本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときは, 当該営業等の事業について労働者災害補償保険の特別加入の承認を受けることはできないとされた事例。

(理由)

土木, 建築その他の工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊若しくは解体又はその準備の事業を行う事業主については, 個々の建設等の現場における建築工事等の業務活動と本店等の事務所を拠点とする営業, 経営管理その他の業務活動とがそれぞれ別個の事業であって, それぞれその業務の中に労働者を使用するものがあることを前提に, 各別に保険関係が成立するものと解される。

(43) 最三決平成24年2月28日 裁判所HP

平成22年(行ツ)第392号 生活保護変更決定取消請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120228155426.pdf>

生活扶助の老齢加算の段階的な減額と廃止を内容とする「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)の改定が生活保護法3条又は8条2項の規定に違反しないとされた事例。

(理由)

老齢加算の廃止等の前提となる最低限度の生活の評価や被保護者の期待権保護の必要性等は高度な政策的判断が必要であり, その見地からすると, 3年間かけて段階的に老齢加算を減額して廃止することによって被保護者世帯に対する影響は相当程度緩和されたものと評価することができる等の事情に照らし廃止等について裁量逸脱はない。

(44) 最一判平成24年3月8日 最高裁HP

平成21年(受)第1186号 損害賠償・残業代支払請求控訴, 同附帯控訴, 仮執行による原状回復請求申立て事件(一部破棄差戻し・一部棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120308144443.pdf>

基本給を月額41万円とした上で, 月間総労働時間が180時間を超えた場合にはその超えた時間につき1時間当たり一定額を別途支払い, 月間総労働時間が140時間に満たない場合にはその満たない時間につき1時間当たり一定額を減額する旨の約定を内容とする雇用契約の下において, 各月の180時間以内の労働時間中の時間外労働についても, 使用者が基本給とは別に割増賃金の支払義務を負うとされた事例

(理由)

本件雇用契約の約定によれば, 月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても, 基本給自体の金額が増額されることはない。また, 上記約定においては, 月額41万円の全体が基本給とされており, その一部が他の部分と区別されて労働基準法(平成20年法律第89号による改正前のもの。以下同じ。)37条1項の規定する時間外の割増賃金とされていたなどの事情はうかがわれない上, 上記の割増賃金の対象となる1か月の時間外労働の時間は, 1週間に40時間を超え又は1日に8時間を超えて労働した時間の合計であり, 月間総労働時間が180時間以下となる場合を含め, 月によって勤務すべき日数が異なること等により相当大きく変動し得るものである。そうすると, 月額41万円の基本給について, 通常の労働時間の賃金に当たる部分と同項の規定する時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものというべきである。

【紹介済み判例】

名古屋高判平成22年10月29日 判例タイムズ1363号52頁

平成21年(ネ)第312号,平成21年(ネ)第814号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(変更・上告,上告受理申立)
法務速報115号4番で紹介済み

福岡高判平成23年2月16日 判例タイムズ1363号90頁

平成22年(ネ)第663号,平成22年(ネ)第878号 損害賠償請求控訴事件,同附帯控訴事件(変更・附帯控訴棄却・確定)
法務速報127号29番で紹介済み

東京高判平成23年2月23日 判例タイムズ1362号85頁

平成21年(行ケ)第10号 裁決取消請求事件(認容・確定)
法務速報125号33番で紹介済み

東京地判平成23年3月25日 判例タイムズ1363号143頁

平成21年(ワ)第15005号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)
法務速報125号36番で紹介済み

知財高判平成23年5月30日 判例タイムズ1363号191頁

平成22年(行ケ)第10363号 審決取消請求事件(認容・確定)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110531121332.pdf>

法務速報127号10番で紹介済み

最一判平成23年7月14日 判例時報2135号46頁

平成23年(受)第332号 不当利得返還請求事件 破棄差戻
法務速報123号4番で紹介済み

最二判平成23年7月15日 判例時報2135号38頁

平成22年(才)第863号・同(受)第1066号 更新料返還等請求本訴,更新料請求反訴,保証債務履行請求事件 一部破棄自判,一部上告却下(賃貸住宅更新料訴訟上告審判決)

法務速報123号5番で紹介済み

最二判平成23年7月15日 判例時報2135号48頁

平成21年(受)第1905号・1906号 損害賠償請求事件 一部上告棄却,一部破棄自判
法務速報123号6番で紹介済み

最一判平成23年9月8日 判例時報2134号52頁

平成21年(受)第1408号 弁護士報酬請求事件 上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110908145147.pdf>

法務速報125号27番で紹介済み

最三判平成23年9月13日 判例時報2134号35頁

平成21年(受)第1177号 損害賠償請求事件 一部破棄差戻,一部破棄自判
平成22年(受)第1485号 損害賠償請求事件 破棄差戻

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110913172344.pdf> (1177号)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110913175050.pdf> (1485号)

法務速報125号35番で紹介済み

知財高判平成23年9月14日 判例タイムズ1363号182頁

平成23年(行ケ)第10086号 審決取消請求事件(請求棄却・上告,上告受理申立)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110915085437.pdf>

法務速報129号11番で紹介済み

知財高判平成23年9月28日 判例時報2135号101頁
平成22年(行ケ)第10351号 審決取消請求事件 認容(確定)
法務速報126号10番で紹介済み

最二決平成23年10月5日 判例時報2135号143頁
平成23年(シ)第376号 勾留の裁判に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件 抗告棄却
法務速報126号19番で紹介済み

最三決平成23年10月11日 判例時報2136号9頁
平成23年(行ト)第42号,同(行フ)第2号 文書提出命令申立て却下決定に対する特別抗告事件,抗告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111014154946.pdf>
法務速報126号13番で紹介済み

最三決平成23年10月11日 判例時報2136号36頁
平成23年(ク)第166号,同(許)第8号 不動産競売申立て一部却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び
許可抗告事件,抗告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111014160252.pdf>
法務速報127号15番で紹介済み

最三決平成23年10月11日 判例タイムズ1362号68頁
平成23年(行ト)第42号,平成23年(行フ)第2号 文書提出命令申立て却下決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(
抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111014154946.pdf>
法務速報126号13番で紹介済み

最三判平成23年10月18日 判例時報2134号58頁
平成22年(受)第722号 売買代金請求事件 破棄自判
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111018113311.pdf>
法務速報127号1番で紹介済み

東京高決平成23年10月26日 金法1941号151頁
平成23年(ラ)第1876号 差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(原決定取消・申立認容)
法務速報129号18番で紹介済み

最大判平成23年11月16日 判例タイムズ1362号62頁
平成22年(あ)第1196号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111226135938.pdf>
法務速報127号21番で紹介済み

最一判平成23年11月17日 金法1940号103頁
平成22年(受)第1584号 立替金請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120203163830.pdf>
法務速報127号3番で紹介済み

最三判平成23年11月22日(1事件) 判例時報2134号62頁
平成22年(受)第78号 求償債権等請求事件 破棄自判
最一判平成23年11月24日(2事件) 判例時報2134号62頁
平成22年(受)第1587号 前渡金返還請求事件 上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111125104926.pdf> (1事件)
法務速報128号14番で紹介済み
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111124160828.pdf> (2事件)
法務速報128号15番で紹介済み

最三判平成23年11月22日 金法1941号124頁
平成22年(受)第78号 求償債権等請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111125104926.pdf>
法務速報128号14番で紹介済み

最一判平成23年11月24日 金法1941号124頁
平成22年(受)第1587号 前渡金返還請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111124160828.pdf>
法務速報128号15番で紹介済み

知財高判平成23年11月30日 判例時報2134号116頁
平成22年(行ケ)第10018号 審決取消請求事件 認容(確定)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111201105314.pdf>
法務速報128号11番で紹介済み

最二判平成23年12月16日 判例タイムズ1363号47頁
平成22年(受)第2324号 請負代金請求本訴, 損害賠償等請求反訴事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111216142205.pdf>
法務速報129号1番で紹介済み

2. 平成24年(2012年)3月23日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 180 1

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

・・・一般職の職員,内閣総理大臣等の特別職の職員等の給与の改定,国家公務員の給与を平成26年3月31日まで減額して支給すること等を定めた法律

・衆法 180 2

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,経過措置として国会議員の秘書の給料を改定し,平成26年4月1日以後は支給しないことを定めた法律

・閣法 177 79

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い,臨時特例として,裁判官の区分に応じ報酬を減額することを定めた法律

・閣法 177 80

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い,臨時特例として,検察官の区分に応じ報酬を減額することを定めた法律

3.3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

伊藤秀城 著 日本加除出版 201頁 2,730円
実務裁判例 借地借家契約における各種特約の効力

永井幸寿/谷宮由和 著 商事法務 229頁 1,680円
Q&A震災と相続の法律実務

山本和彦/井上聡 編著 金融財政事情研究会 381頁 2,940円
金融ADRの法理と実務

佐藤達文/小林康彦 編著 商事法務 265頁 3,150円
一問一答シリーズ 一問一答 平成23年民事訴訟法等改正-国際裁判管轄法制の整備

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 編 民事法研究会 435頁 4,200円
仮処分を活用した反社会的勢力対応の実務と書式-不当要求行為への実践対策 . . .

福岡真之介/山田慎吾 編著 商事法務 524頁 5,460円
株主総会の実務相談

4.3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

本村健 編集代表 佐藤弘康/梶谷陽/赤根妙子/徳田貴仁/宇治野壮歩 編著
金融財政事情研究会 330頁 2,730円
一般法人・公益法人ガバナンスQ&A

青田悟朗 著/前川拓郎 監修 第一法規 210頁 2,000円
自治体のための債権回収Q&A 現場からの質問

釜田佳孝 編著/一般財団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会 関西支部法令部会 編著 大成出版社
151頁 2,625円
建築のプロが悩むCM法律問題Q&A

松本和彦 監修 レクシスネクシス・ジャパン 883頁 7,875円
業務フロー図から読み解くビジネス環境法

国土交通省自動車交通局保障制度参事官室 監修 ぎょうせい 270頁 3,200円
新版 逐条解説自動車損害賠償保障法 . . .

東京弁護士会法友全期会刑事弁護研究会 編 ぎょうせい 306頁 3,500円
全訂 刑事弁護マニュアル

5. 発刊書籍の解説

- ・ 仮処分を活用した反社会的勢力対応の実務と書式-不当要求行為への実践対策

第1部基礎理論編では、民暴事件の相談業務、受任後の対応、内容証明郵便の活用方法、仮処分、本訴の対応、反社勢力に対する最近の動向が解説されている。第2部実践編では、内容証明郵便を活用した事例、仮処分の申し立てをした事例、訴訟提起した事例、告訴、告発をした事例が紹介されている。会社、学校、選挙活動等に対する街宣活動への対応など、具体的な事例が紹介されており、書式や参考資料も掲載されている。

- ・ 新版 逐条解説自動車損害賠償保障法

総説では、自動車損害賠償保障制度、自動車損害賠償責任、自動車損害賠償責任保険・自動車損害賠償責任共済などが解説されており、逐条解説では、自動車損害賠償責任、自動車損害賠償責任保険・自動車損害賠償責任共済、政府の自動車損害賠償保障事業等について解説されている。改正により、自賠責保険金の消滅時効が延長されたこと、自賠責保険の後遺障害等級認定基準が変更されたこと等が解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。